

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和3年5月24日（月曜日）
午後1時39分開会、午後2時32分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、
工藤勝子委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
増澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、
鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、木村副部長兼商工企画室長、高橋観光・プロモーション室長、
伊五澤商工企画室企画課長、阿部経営支援課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
商工労働観光部関係審査
議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第2号）
第1条第2項第1表中
歳出 第7款 商工費
- 9 議事の内容
○ハクセル美穂子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。
議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。
○木村副部長兼商工企画室長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算補正は7款商工費の3億2,566万7,000円の増額であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の10ページをお開き願います。7款商工費、第1項商工業費、第2目中小企業振興費の説明欄、地域企業経営支援金支給事業費は、感染症対策や業態転換等に取り組みながら、事業を継続する中小企業者等を支援するため、1店舗当たり最大30万円、複数の店舗を運営する場合には、1事業者当たりでは最大150万円の支援金を支給しようとするものであります。また、感染防止対策を徹底するための認証制度に対応した飲食事業者に対し、1店舗当たり10万円の支援金を支給しようとするものであります。

次の事業継続伴走型支援事業費補助は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経営に影響が生じている中小企業者等を支援するため、商工会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会における経営相談等の支援体制の強化に要する経費に対し補助しようとするものであります。

11ページに参りまして、2項観光業、1目観光総務費の観光宿泊施設緊急対策事業費補助は、観光、宿泊施設における感染防止対策等の取り組みを支援するため、宿泊事業者が行う感染症対策機器の導入やワーケーションスペースの設置等に要する経費の2分の1を1施設当たり500万円を上限に補助しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**軽石義則委員** 何点かお伺いします。

まず、今回は1店舗当たり30万円、1事業者当たり150万円ということで、その支援を求める声が非常に高まっていると思いますが、今回の事業をもう一度、業態などを含めて詳しく説明をお願いします。

○**阿部経営支援課総括課長** 今回御提案をさせていただいております地域企業経営支援金ではありますが、全国で緊急事態宣言の発出や継続、まん延防止等重点措置の適用が相次ぎまして、ゴールデンウィークを初めとして、一般消費者の行動自粛により人流が減少することで深刻な影響を受けている事業者の方々が、今後事業を継続していくために、例えば感染症対策をさらに強化する、あるいはデリバリーに業態を変えていくなどのさまざまな取り組みに対しまして、30万円を限度に支給をさせていただくものであります。特段こちらで資金使途は定めませんが、事業者の皆様の創意工夫により、事業を継続していくためのさまざまな取り組みにお使いをただければと考えているところであります。

○**軽石義則委員** これまで無店舗事業者の皆さんは非常に厳しい環境にあり、支援も行き届いていないのではないかという声もありました。今回は、その無店舗も対象になると言われておりますが、そのことについて説明をお願いします。

○阿部経営支援課総括課長 2月補正の際に提案させていただきました今の地域企業経営支援金につきましては、年末年始に売り上げが大きく減少した飲食店の方々を中心に支援をするという考え方ではありましたが、実際に店舗を有している方は固定費の負担が大きいだらうということで、店舗を有していることを支援の対象要件とさせていただいたところでもあります。そして、今回提案している地域企業経営支援金につきましては、先ほどの御説明と重なりますが、人の流れが減ったことで影響を受けている事業者のこれからの取り組みに対して支援をするものでありますので、店舗の要件を除外し、無店舗営業の方やフリーランスと言われる自宅等でお仕事をなさっている方々を新たに対象に追加するものであります。

○軽石義則委員 そういうところが事業者にしっかり伝わらないと、この事業によって継続または業態転換できるのに、行き届かない可能性もなきにしもあらずです。県として具体的に無店舗事業者の幅をどのように受けとめているのか、またそれを最終的にはチェックしていかなければならないと思うのですが、その際はどのような形で進めていくのかお示し願います。

○阿部経営支援課総括課長 いわゆる無店舗小売業という分類になりますが、平成28年の経済センサスの調査によりますと、県内で412業者が無店舗小売業として計上されておまして、そのうちの約7割が通信販売、訪問販売小売業にカウントされております。申請の際は、いわゆる無店舗でありますので、営業の実態をどのように捉えるかというところではありますが、例えば確定申告書の写しや売上台帳など、事業活動がしっかりなされている、そして減少していることを十分確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 周知する際には、その部分も含めて示してもらいたい。無店舗であっても支援対象になることを例示することによって、さらに困っているところに支援の手を差し伸べることができると思います。

もう一つ言えば、例えば保険の販売員など、店はないけれども申告はしている、でも対象にはならないという事例もあるので、なぜ対象にならないのか、対象にならない事例もきちんと示さないと混乱が発生すると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 ただいま受け付け中の地域企業経営支援金につきましても、業種や業態により、残念ながら対象とならない方もいらっしゃいます。確かにその判断のために、窓口でいろいろ確認をしたり、時間を要したところもありましたので、新たな地域企業経営支援金につきましては、軽石義則委員御指摘のとおり対象になるもの、ならないものの具体例をしっかり示しながら御理解をいただいて、事業者の方に活用を図っていただきたいと考えております。

○軽石義則委員 悩んでいる方も多くいるというのが実態です。また、審査するところによって不平等が発生してはならないと思いますので、非常に微妙で判断が曖昧な場合には、すくい上げる判断をしていただきたいと思います。

次に、売り上げの比較の基準であります。前年度、前々年度と、新型コロナウイルス

感染症が発生してから2年目になり、さらに厳しさが増してきている状況なので、2020年4月と2021年4月の比較というのものもあるかもしれませんが、ならずと基準から外れるとか、単月で見ると非常に厳しい月があるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、本県も大きな影響を受けていると思うのですが、基準のあり方や見方はどうなのでしょう。

○阿部経営支援課総括課長 今回御提案をしております地域企業経営支援金の、売り上げ対象の比較につきましては、まず令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの3カ月を、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていない前々年度の売り上げと比較することを考えております。来年の3月までという長期間で受け付けを行う理由といたしましては、事業者の方々の営業形態により、例えば冬のほうがさらに落ち込むですとか、あるいは夏場の稼ぎどころで稼げなかったなど、業態、業種に応じてさまざま事例があるだろうということで、1年間の中で任意の3カ月間、別の言い方をしますと、売り上げが完全に下がる時期を選んでいただいて、事業者の方々に利用していただければと考えております。

○軽石義則委員 比較対象月や比較の仕方によって対象になるならないというのは、ほかの支援も受けようとする立場からすると非常に難しいです。これはルールですので、しっかり守ることも大事だと思いますので、そのこともしっかり伝えながら、さらに取り組みをしていただきたいと思います。

また、白色申告の皆さんにとって、やっぱり厳しい月があるわけで、帳簿上の月ごとの比較では支援の対象になりそうだけれども、平均するとなかなか対象にはならないということも実際にはあるようです。その部分についてもしっかり対応していただけるのでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 白色申告の方につきましては、年平均ということの基本として、月ごとの売り上げを台帳等で把握できる場合には、月ごとの3カ月間の減少額という形でも見られることといたします。どのように売り上げを見るかということに関しましても、しっかり事業者の方にお伝えしてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 しっかり帳簿管理されていれば、それによって申告されているという証拠にもなります。皆さんにとってわかりやすく、使いやすい制度とすることで、事業の継続や業態の転換ができます。厳しい状況にこの支援は本当にうれしいという声を聞いておりますし、早速これを使って事業継続できるように努力したいという声も聞いておりますので、引き続き力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

今後、ワクチンの接種によって状況が変わるのか、今の段階ではなかなか見通せないと思いますが、この制度がもう少し事業者の力になれるように、国に対してもさらに働きかけをしていただきたいと思います。その点はどうでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 今回国からの追加の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもとに、この事業者支援を御提案させていただいております。国は全体5,000億円の予備費のうち3,000億円分を全国の都道府県に配分したと聞いております。残り2,

000 億円につきましては、交付時期等、詳細は承知しておりませんが、次の交付金の配分等も見据えながら、また昨年度実施いたしました持続化給付金のさらなる追加、要件緩和などもあわせて国に要望しながら、事業者支援を継続してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** ぜひお願いをしたいと思います。

最後にしますが、いわて飲食店安心認証制度は、誰がどこでどのように決めるのかという声を多く聞くのですが、関連部署との連携というか、取り扱いについてはどう考えているのですか。

○**阿部経営支援課総括課長** 県のいわて飲食店安心認証制度につきましては、環境生活部で制度の設立、あるいは実際に認証を実施する団体等の選定をこれから行っていくと聞いております。6月中の受け付けを目指すとのことでありますが、認証されました事業者様には10万円の支援金制度があるということを、認証の際に御案内し、御利用いただくように、今後、環境生活部と調整をしながら進めてまいりたいと考えています。

○**軽石義則委員** ほかの関連部署とも連携は取らなければならないと思いますが、二度手間にならないように対応していくことが大事ではないかと思っております。制度を運用する上で公正公平は大事だと思うのですが、認証と支援金支給のバランスが崩れないようにしてもらいたいと思います。また、支給に当たっては、商工会議所を初め、関係団体との連携がより必要だと思います。どの部署もマンパワーが足りない状況です。効率的に事業を展開することも大事だと思うのですが、連携は十分に図られているのでしょうか。

○**阿部経営支援課総括課長** 商工指導団体とは、常日ごろから連携を取らせていただいております。

他方で、ただいま軽石義則委員からも御指摘がありましたとおり人員不足やマンパワー不足は事実としてありますので、今般同じく御提案させていただいております事業継続伴走型支援事業の中で経営スタッフ等の人件費、あるいは支援金事業の事務費につきましても増額させていただいております。また、受付業務やコールセンター的なものにつきましては外部に委託をしつつ、商工指導団体の事務の軽減も図りながら、スピード感を持って事業を推進していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** この事業は注目されておりますので、しっかり対応していただくことをお願いして終わります。

○**高橋但馬委員** 地域企業経営支援金支給事業費についてですが、フリーランスや自宅など対象範囲を広げていただいたのは非常にありがたいと思っています。

そこで、1店舗当たり最大30万円、1事業者当たり最大150万円ということは、5店舗までだと理解しているのですが、この算定基準をまずお知らせください。

○**阿部経営支援課総括課長** 今回の地域企業経営支援金につきましては、基本的には1事業者の方30万円ということを基本単位としつつ、複数店舗を有している方に関しましては、2店舗あれば60万円、3店舗あれば90万円を限度額というように、まず限度額の設定をいたしまして、その3カ月の売り上げ減少額が例えば100万円であればその減少額と、店

舗数を掛けたものと比べて、低いほうを支給することとしております。

今回は、店舗数で考える方法と、それから卸業と宿泊業に関しましては、店舗数は少ないが事業規模が大きいという場合も想定しまして、従業員規模で5段階に区分けして30万円から150万円を支給する方法を考えております。

○高橋但馬委員 県内には、店舗数が5店舗以上のところもありますが、あくまで5店舗しか見てもらえないと。しかし、それくらいの規模でやっているところは、抱えている従業員の人数も多いのです。そこをどうフォローしていくかが重要だと思うのですが、県のお考えはありますか。

○阿部経営支援課総括課長 現在受け付けをしております地域企業経営支援金につきましては、法人の場合は、40万円を単位として掛ける5店舗で200万円を上限とさせていただいております。これにつきましては、国の持続化給付金が1社当たり200万円ということでありましたので、そこを一つの目安に考えたところであります。今回はそれを踏まえまして、基本単位の5倍の150万円とさせていただいておりますが、御指摘のとおり5店舗以上のところもあると思います。違う支援金にはなりますが、いわて飲食店安心認証制度の認証を受けた店舗であれば、別途10万円というものもあります。こちらにつきましては、現在のところ店舗数の上限は設けない予定でありますので、認証制度とセットで御利用いただくこともあわせて御検討いただければと思います。

○高橋但馬委員 今回の地域企業経営支援金支給事業費が国の縛りにのっとっていることは理解しますが、今後、新たに同じような事業予算が国からきた場合、オーバーしている店舗に関しては、例えば県単独事業でフォローすることもやっていかないと、非常に厳しい状態になるということなので、それはお願いしたいと思います。

次に雇用の維持に関して、6月で雇用調整助成金が終わった場合、店を閉めなければいけない店舗が大量に出てくると思うのですが、そうなったときの雇用の維持について、県は現状をどのように認識していて、それに対する支援策をどう考えているのかお知らせ願います。

○伊五澤企画課長 新型コロナウイルス感染症の影響が継続しており、雇用の維持についても引き続き厳しい状況が続いていると伺っております。国において、雇用調整助成金については従業員の雇用維持を支えるために縮減をする方向で考えていたところではあります。今般、国の改正において、5月以降特例措置の縮減につきまして、売上高等の生産指標が最近3カ月平均で前年、または前々年同期に比べ30%減少している企業、あるいは緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象区域において、都道府県知事による営業時間の短縮等の要請に協力する企業については、これまでと同様に補助率10分の10、限度額1日当たり1万5,000円という支援が継続されることになりましたので、引き続き雇用調整助成金の活用を促しながら、雇用の維持に努めていただきたいと思います。

○高橋但馬委員 雇用調整助成金は6月以降も続いていくという理解でよろしいですか。

○伊五澤企画課長 国が示している今般の雇用調整助成金の特例措置等につきましては、

6月30日まで延長することとされております。それ以降については、まだ示されておられませんので、県としても引き続き必要なものとして要望していく考えでおります。

○高橋但馬委員 国に対して要望していくとのことですが、県としては、今のところ策は考えていないということですか。

○岩渕商工労働観光部長 雇用調整助成金は6月30日まで延長となっておりますが、G o T o トラベルやG o T o イートなど、国が行っている事業は全て6月末までの予定となっており、その後の取り扱いがどうなるのかわかっておりません。国ともしっかり話をしながら要望してまいります。また、県としても何かできないか考えてまいりたいと思います。

○高橋但馬委員 国から新しい情報が入ったら示していただきたいと思います。また、もし国が雇用調整助成金をとめるのであれば新たな支援策を考えていただけるという話もありましたが、そのようなことを事業者が事前に知ることができれば、事業を続けていこうという思いになると思います。潰れるかどうか瀬戸際に立たされている会社を救うためにも、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

次に、観光宿泊施設緊急対策事業費補助についてであります。いわて旅応援プロジェクトもそうなのですが、岩手県は、観光の補助イコール宿泊施設のことだけを考えているのではないかという話を聞きます。団体客が宿泊をするときは必ず事前に予約をするので、宿泊施設はそれに見合った従業員の数をそろえて部屋等の準備をしますが、観光に来た人は、例えば、岩手県といたらわんこそばだよねと言って、予約をせずにお店に来ることがあるので、飲食業ではありますが観光産業の部分が強いところは、急に来るお客に備えてしっかりと従業員を配置しているのです。そのような中、岩手県が行う観光宿泊施設緊急対策事業費補助金やいわて旅応援プロジェクトは、どちらかという宿泊施設がメインになっていて、観光業がないがしろにされているのではないかという話も聞こえてくるのですが、その辺の県の考えをお知らせください。

○高橋観光・プロモーション室長 今回のいわて旅応援プロジェクトであります。宿泊の割引もありますが、日帰り旅行も対象としておりますので、旅行会社が日帰り商品をつくった場合も対象となります。地元の旅行業者からすれば、宿泊のみでは宿割りを中心になってしまいますが、日帰り旅行の商品をいろいろつくことで支援を受けることができますので、そこはうまく組み合わせていただきたいと思います。いわて旅応援プロジェクトは岩手県民を対象としており、さらに2,000円のクーポン券もつきますので、うまく商品造成していただきたいと思います。三陸鉄道の、往復乗車券と三陸鉄道沿線にある飲食店でのお食事券がセットになった商品は、2,000円のクーポン券も使いながら周遊できるということで、とてもうまくいっていると聞いています。身近なところで旅ができるようにうまく使っていただきたいと考えています。

○高橋但馬委員 例えばわんこそばについても、日帰り旅行にどう組み込むのか、独自の営業もしてもらいたいと思っております。地元の観光産業にも目を向けていることは存じ

ていますが、さらに深く見ていただくよう要望して終わります。

○佐々木朋和委員 最初に、先ほどの本会議で斉藤信議員から、いわて旅応援プロジェクトの実績について、4月16日から5月13日までで約10万人という話がありましたけれども、これは例年と比べて多かったのか少なかったのか、どのように評価されているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 いわて旅応援プロジェクトの積算をした際、平年ベースとして、過去3カ年の2カ月分の宿泊者数を四十何万人泊とはじきました。今回の10万人という数字ですが、去年は緊急事態宣言が出ていて、ゴールデンウィークは観光施設もクローズしており、宿もほぼ休業という状況でしたので、比べることは難しいのですが、昨年度から新型コロナウイルス感染症対策としていろいろな支援策をやってきた中で、今回1カ月で10万人ということにつきましては、一定の成果があったのではないかと考えております。

○佐々木朋和委員 ちなみに、通常だった前々年と比べると、どうだったのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 ゴールデンウィークの数字でいいますと、令和元年の主要観光地の入り込み数は107万人となっております。今年度のゴールデンウィークにつきましては11万1,000人となっております。

○佐々木朋和委員 観光事業者にいろいろリサーチしてきたのですが、満館に近い状況になったところもあるが、市民割があったところにお客が流れたのではないかと話もありました。また、岩手県民は混雑を避けてゴールデンウィーク後に動いたのではないかと分析をする事業者もおりました。どのように分析をして次につなげるかだと思うのですが、いわて旅応援プロジェクトは8月22日まで延びるとのことです。先ほどのお話にもありましたが、宿泊事業者はそれなりに立て直したけれども、2,000円のクーポン券の使用期間が長いということで、お土産屋などのアクティビティのほうは厳しかったという話も聞いております。ぜひゴールデンウィークの状況をしっかり検証して、8月22日までやっていただきたいと思いますが、延長した場合のクーポン券の使用期間はいつまでになるのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 8月22日の宿泊分までが対象になりますので、クーポン券についてはその翌日の8月23日までとなります。

○佐々木朋和委員 既に発行されているクーポン券についても、8月23日まで延びるのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 そのとおりです。

○佐々木朋和委員 問題提起をしたいと思うのですが、前のはがきのときも、手元にずっと残っていて、なかなか使われなかったということがありました。このコロナ禍のときは、早くお金を回すことが大事ではないかと思うのです。Go To トラベルのときは、チェックアウトの日までに使わなければいけないので、宿泊施設の周りの施設も潤ったと聞いております。そのあたりをぜひ検証していただくようお願いいたします。

次に、先ほどから話題になっている地域企業経営支援金支給事業費についてであります。4月から3月までの1年間のうちの3カ月ということでした。今回のゴールデンウィークで、人が動くときはかえって動かないという岩手県の県民性が見えたと思うのです。つまり、ゴールデンウィークやお盆、それから3月、4月は経済的には厳しくなるのではないかと個人的に感じております。先ほど、岩渕商工労働観光部長が今後も支援を追加してくと言っていました。1年間どこでも3カ月使っていていいとしておきながら、後から支援事業を追加するというのは、制度設計上、難しいのではないかとと思うのです。例えば、お盆の時期に厳しくなったのでまた支援金を出すとなったときに、その前の3カ月に制度を利用していた人と、これから申請しようとしている人が重複してしまい、いろいろ大変ではないかと思うのです。先に、4月から6月まで厳しいという事業者に3カ月分を支援したほうがよかったのではないかという気もするのですが、1年間とした検討の状況についてお聞かせ願います。

○阿部経営支援課総括課長 現在の地域企業経営支援金は、昨年の11月からことしの3月までの5カ月間の中の3カ月としております。当初は、4、5、6月の3カ月とすることも検討はしたのですが、例えばお盆以降に売り上げが減少するところがあるのではないかと、あるいは年末年始の書き入れどきに稼げない方がいるのではないかとということもありまして、期間をある程度広く長く取ったほうが利用できる事業者が多くなるのではないかと推測いたしまして、1年間としたところであります。

○佐々木朋和委員 今回は、持続化給付金のように200万円や100万円を支給するのではなくて、実際に売り上げが減少した分について、30万円をマックスに支援するのですから、多く支給ということではないと思うのです。また、今回27億円余が予算化されますが、事業者の皆さんがいつのタイミングで申請するかにもよると思いますが、この事業で余ったお金を次の事業に回そうとしても、3月では今年度の事業費には充てられないのです。先ほど申し上げましたが、コロナ禍にあるときはお金を回すことが大事だと思いますので、ある程度期間を区切ってそこの中で支援をしていくといったサイクルを重視したほうがよかったのではないかと思います。これは指摘とさせていただきますが、今の私の意見について、部長はどのように感じているのかお聞きします。

○岩渕商工労働観光部長 知事の答弁にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業者の影響調査を見ても41%減の事業者が横ばいなし微増ということで、全然改善されていない状況です。また4月以降、ほかの都道府県で緊急事態宣言の発出、延長、それからまん延防止等重点措置の適用が相次いでおり、その影響が県内事業者にも及んでいます。基本的には我々も、佐々木朋和委員がおっしゃるとおり、4月、5月に影響を受けた事業者の方たちに早く申請してもらいたいと思っていますところ。その上で今回3月まで延ばしたのは、4月、5月の売り上げは落ちなかったけれども、違う期間で落ちたという方々も救えるのではないかと考えたからであります。もう一つ、財源の問題がありまして、4月、5月に30万円を支給してしまった後、次の6月、7月も

全ての事業者に支給できるかという点、そういう担保もありません。もちろんお盆の期間に非常に厳しい状況となった場合には、国や県が動いて、その期間に限定した事業はつくれると思います。仮の話ですが、その時は新しい事業を利用していただいて、今回の事業はほかの期間に使っていただくという工夫はできると考えております。このような意味で、今後の状況に応じて検討していきますと答弁させていただいたところであります。

○**工藤勝子委員** いわて飲食店安心認証制度についてですが、認証を受けた店舗のデータは、環境生活部と商工労働観光部で持つことになるのでしょうか。

○**伊五澤企画課長** いわて飲食店安心認証制度は、環境生活部で実施することになりますので、認証対象店舗や認証を受けた店舗についてのデータは環境生活部がつくる予定であると聞いております。当部で行う認証店舗への10万円の支援金につきましては、環境生活部のリストも参考にしながら、基本的には漏れなく支給する方向で検討を進めているところであります。

○**工藤勝子委員** 認証店舗のリストは、インターネット等での公表するのでしょうか。

○**伊五澤企画課長** いわて飲食店安心認証制度につきましては、県民の方々に、感染対策をしっかりと行っているお店であることを知ってもらうと同時に、そういったお店を利用させていただきたいという趣旨もありますので、認証店の公表については、積極的に考えているところです。その手段については、ホームページも含めて、どのような方法がいいのか検討を進めていると聞いております。

○**工藤勝子委員** 新型コロナウイルス感染症がなかなか終息しない中において、認証制度を受けた店舗の優位性と申しましょうか、例えば今後いろいろな支援を受けるときに、認証を受けている店舗が優位的に取り扱われることとなるのかお聞きしたいと思います。

○**岩渕商工労働観光部長** 山梨県が行っている、認証を受けたお店でしか使えない割引クーポンは恐らくG o T o イートと連携していると思うのですが、そういった山梨モデルが広まってきていると承知しております。そこで感染者が出たならば認証を取り消すこととしていたと思いますが、そういった仕組みは必要ではないかと考えております。ただし、先ほども少し申し上げましたが、国の事業であるG o T o イートは6月末までとなっております。新聞報道では4月以降に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されたところは延長するというものでありましたが、岩手県にも残額がありまして、それをどう取り扱うのかについては、事業を行っている農林水産部が国と調整しております。今の段階では、やりますとはっきり言えないのですが、10万円はインセンティブとして支援しますが、できれば山梨モデルのようにG o T o イートも活用できるように努力をしているところであります。

○**工藤勝子委員** 地域経済にも大きな影響を与えることなので、できるだけいわて飲食店安心認証制度の認証店となっただけのように、PRを進めていかなければならないと考えております。どの部でPRをするのか定かではありませんが、ぜひ多くの店舗が認証店となり、10万円の給付金で感染対策もしっかりやり、たくさんのお客に利用してもらえ

るよう進めてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木朋和委員 地域企業経営支援金ですが、今実施している支援金の申し込み期限は6月30日までとなっていますが、今回の申し込み開始時を教えてください。また、以前も聞いたのですが、みなし法人の取り扱いは終わりましたか。

○阿部経営支援課総括課長 今回御提案しております地域企業経営支援金の受け付けの時期ではありますが、売上げの減少をことしの4月からの3カ月間で見ますので、最速で4、5、6月の売上げで比較する場合、最速で、6月の売上げが確定いたします7月中旬以降になると思っております。詳細が決まりましたら、皆様方にお知らせをしたいと思っております。

また、みなし法人の取り扱いにつきましては……

○佐々木朋和委員 後でお知らせください。

○阿部経営支援課総括課長 では、後ほどお知らせしたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。